

写

令和7年第10回総会

会議録

期 日 令和7年10月30日  
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

# 令和7年第10回枕崎市農業委員会総会

## 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和7年10月30日（木）

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	46	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	47	農地法第3条許可申請について
4	48	農地法第5条許可申請について
5	49	農用地利用集積等促進計画の調整について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
10月30日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第5号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	今給黎龍浪	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	畑野真人	農業委員
	6番	園田和寛	農業委員
	7番	原田克子	農業委員
	8番	眞茅文男	農業委員
	9番	白澤千恵子	農業委員
会長代理	10番	俵積田広昭	農業委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	白澤敦行	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博  
主幹兼農地係長 天達恵一  
農地係参事補 新屋敷嘉一

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和 7 年第 10 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 13 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。6 番園田委員、7 番原田委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 4 6 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1 ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 2 1 5 号から 2 2 3 号までの合意解約は、利用権設定を受けた者有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん外 5 名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 8 名です。

解約面積は畑が 11 筆で 7,407 m<sup>2</sup>です。

以上農地法第 1 8 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 2 1 5 号から 2 2 3 号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 4 6 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。

まず、整理番号 3 5 号から 3 8 号までの議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第 3 条の許可申請は 5 件です。

整理番号35号の申請地は、  
大塚中町〇〇番〇，畑，1,160 m<sup>2</sup>，  
大塚中町〇〇番，畑，1,575 m<sup>2</sup>です。  
譲渡人は，〇〇〇〇さん，農業，60歳，大塚中町にお住まいです。  
譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，57歳，大塚中町にお住まいです。  
譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。  
申請地については4ページに掲載してあります。  
〇〇〇〇より東側約〇〇mに位置します。

整理番号36号の申請地は，  
火之神北町〇〇番，畑，798 m<sup>2</sup>です。  
譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，77歳，京都市にお住まいです。  
譲受人は，有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん，中央町に所在です。  
譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。  
申請地については6ページに掲載してあります。  
〇〇〇〇より道を挟んで東側に位置します。

整理番号37号の申請地は，  
火之神北町〇〇番，畑，1,631 m<sup>2</sup>です。  
譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，74歳，立神本町にお住まいです。  
譲受人は，有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん，中央町に所在です。  
譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。  
申請地については6ページに掲載してあります。  
〇〇〇〇より道を挟んで東側に位置します。

整理番号38号の申請地は，  
火之神北町〇〇番，畑，651 m<sup>2</sup>です。  
譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，78歳，園見本町にお住まいです。  
譲受人は，有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん，中央町に所在です。  
譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。  
申請地については6ページに掲載してあります。  
〇〇〇〇より道を挟んで東側に位置します。  
以上説明を終わります。

議長 次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。  
整理番号35号について，白澤敦行委員をお願いします。

14番（白澤敦行委員）整理番号35号について報告いたします。

10月4日に譲受人の〇〇〇〇さん立会いのもと現地確認を行いました。譲受人は大塚中町に居住する専業農家です。

申請地は〇〇〇〇の西側に隣接する場所に位置し，北側は譲受人の畑，南側は国道，西側はハウス栽培の畑，東側は〇〇〇〇です。

譲受人は、本件農地の北側に隣接する譲受人が所有する農地と本件農地をつなげて一体として利用し、キクやユリを栽培する計画を立てており、農作業の効率化も図り易くなることから問題のない申請ではないかと思われま

議長 整理番号36号から38号について、園田委員お願いします。

6番(園田委員)整理番号36号から38号は関連がありますので一括して報告します。

10月10日に譲受人である有限会社〇〇〇〇代表取締役社長〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

火之神北町〇〇番の東側は畑と原野、西側は道を挟んで宅地、南側は同時申請地の畑、北側は市道です。

火之神北町〇〇番の東側は原野、西側は道を挟んで宅地、南側と北側は同時申請の畑です。

火之神北町〇〇番の東側は原野、西側、南側は宅地、北側は同時申請の畑です。申請地は現在、牧草地で播種後、転圧された畑です。

譲受人は〇〇〇〇に原料の甘藷を自作地 74,099 m<sup>2</sup>、借入れ地 8,675 m<sup>2</sup>で生産販売する会社です。

今回の申請は規模拡大し生産量確保を図りたいとの事で、権利取得後は来季より甘藷を栽培する計画で問題の無い申請では無いかと思われま

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号35号から38号については、許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、農地法第3条許可申請の整理番号35号から38号は、許可することに決定いたしました。

農業委員会等に関する法律31条の規定により、白澤敦行委員の退席をお願いいたします。

(白澤委員除斥)

次に、整理番号39号の議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 整理番号39号について説明いたします。

整理番号39号の申請地は、

火之神北町〇〇番、畑、720 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、87歳、岡山県にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、81歳、立神本町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということでもあります。

申請地については10ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より南側約〇〇mに位置します。

以上説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号39号について、園田委員をお願いします。

6番（園田委員）整理番号39号について報告します。

10月13日に譲受人である〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地の東側は山林を挟んで道、西側、南側、北側は畑です。

申請地は現在、甘藷が作付けしてあります。

譲受人は譲渡人の弟にあたり無償譲渡の申請になります。

本件の権利取得後も引き続き甘藷を栽培する計画で問題の無い申請かと思われ  
ます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号39号については、許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、許可することに決定いたしました。

（白澤敦行委員入場）

次に、日程第4号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は1件です。

整理番号9号の申請地は白沢東町〇〇番、畑、289㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は物置・駐車場です。

申請事由は、「隣接する自宅に駐車場がなく、敷地もない為、申請地を利用し  
たい。」とのことです。

申請地は、13ページに掲載してあります。

〇〇〇〇から西側約〇〇mに位置します。

農地の区分は〇〇〇〇より、500m以内農地に該当するため第2種農地と判断します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

農地の区分、転用目的、計画面積は問題のないものと思われます。

周辺に農地はありません。

雨水については、側溝へ放流により処理する計画です。

なお、申請地の東側半分、農地法の許可を得ず、昭和51年に工事完了部分がございますが、当農業委員会の指導により、追認許可を得ようとするものです。「農地法のことを知らずに、手続きをせず、工事をしたことを深く反省し、今後は、こうした事のないよう努める」との始末書が添付されております。

そのほか被害防除計画、資金調達も適正であり、周囲の土地にこれまでも被害を及ぼしたこともないため、無断転用の事例ではありますがやむを得ない申請ではないかと思われます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号9号について、水野委員をお願いします。

3番（水野委員）整理番号9号について報告いたします。

10月17日に俵積田広昭農業委員、俵積田正康推進委員、事務局の新屋敷さんと譲受人である〇〇〇〇さん立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地は事務局の説明のとおりです。

砂利敷きにして、駐車場を作るため取得するものです。

申請地の北側は市道、南側は山林、西側と東側は宅地です。

雨水については北側の側溝に水路放流します。

隣接している農地はありませんが付近に迷惑をかけないように工事をするとの事です。

被害防除計画書や事業計画書も適正で問題ない申請ではないかと思われます。

以上報告終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第5条許可申請の整理番号9号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農用地利用集積等促進計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号議案第49号農用地利用集積等促進計画の調整について説明いたします。

15 ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載とおりです。

整理番号276号から289号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外13名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外30名で設定面積は、畑が32筆20,802㎡、樹園地が9筆11,067㎡、計41筆、31,869㎡です。

以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積等促進計画の調整については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第49号の決定した案件につきましては、市長を通じ農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 20 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 園田 和寛

会議録署名委員 原田 克子